

田中 允 編

未刊謡曲集

続十六

古典文庫

田中 允 編

未刊謡曲集

古典文庫

古典文庫第五八四冊

平成七年七月二十日印刷発行

非売品

編者 田中 允マコト

発行者 吉田 幸一

印刷者 共立印刷株式会社

製本者 (有)武蔵製本

集曲謡刊未
十六続

発行所

114

東京都北区西ヶ原
三ノ三四ノ一二

古典文庫

電話 (三九一〇) 二七七一
振替口座 〇〇一九〇一九一四五九七番

目次

凡例

.....七

各曲解題

.....二一

本文

祐亨

.....(二一)……九九

熊谷寺

.....(二三)……一〇六

祐養園

.....(二三)……一二六

雪

鬼版本系異本(雪女房?).....(二八)……一二三

雪

鬼新謡曲百番系異本.....(二八)……一二八

雪

鬼福王流系異本.....(二八)……一三四

雪	鬼復曲本	……………	(一八) …… 一四〇
雪	女新作	……………	(二五) …… 一五一
雪	鷺	……………	(三一) …… 一六五
夢	殿	……………	(三三) …… 一六九
夢	野	……………	(三六) …… 一七八
與	合	……………	(三七) …… 一八五
橫	笛別曲	……………	(三七) …… 一九一
橫	山車屋本(治直・草刈?)	……………	(四二) …… 一九八
橫	山下懸版本	……………	(四二) …… 二二一
橫	山福王流系本	……………	(四二) …… 二三五
橫	山復曲本	……………	(四二) …… 二四四
吉	助(新田・六浦・脇屋義助? 江島詣?)	……………	(五五) …… 二六〇

義	經新作……………	(五七) ……二七一
吉	野新作……………	(六〇) ……二八二
芳野	優婆塞(吉野桜)……………	(六一) ……二八八
芳野	琴異本(琴・吉野山・吉野・五節舞)……………	(六二) ……二九四
吉野	三位下村本系異本……………	(六七) ……三〇二
吉野	三位吉川本系異本……………	(六七) ……三〇六
吉	水異本(岡崎・花菊)……………	(六八) ……三一〇
代々	木……………	(七〇) ……三二五
頼	錦……………	(七〇) ……三二九
ヨロボシ	世阿弥自筆臨模本	
(天靈星・透迤子・透迤子・透悲子・俊徳丸)……………		(七三) ……三三六
天靈星	鴻山本……………	(七三) ……三三七

弱法師南部本……………(七三)……三五六

弱法師橋の会復曲本……………(七三)……三五五

弱法師能劇の座復曲本……………(七三)……三六五

雷神塚……………(八一)……三七五

来 殿雷電の宝生流改作曲……………(八三)……三八五

妻 戸雷電の金剛流改作曲……………(八三)……三九六

利 休……………(八八)……四〇一

利休居士……………(八八)……四一〇

立 教……………(八九)……四一九

柳 原……………(九〇)……四二六

龍神鶴亀……………(九三)……四三五

劉伯倫……………(九三)……四三八

兩國	………	(九三) …… 四四一
梁塵	………	(九五) …… 四四七
兩部	………	(九五) …… 四五五
追記・訂正	………	……… 四六四

凡例

- 一、本文庫の『番外謡曲角淵本』正統二冊計五十二番、『未刊謡曲集』三十一冊計一五二六番、合計一五七八番、『謡曲叢書』三冊、『新謡曲百番』、国民文庫本『謡曲全集』上下巻、国書刊行会本『宴曲十七帖附謡曲末百番』、日本名著全集本『謡曲三百五十番集』、『謡曲評釈』九冊（謡曲叢書本以下は重複曲多く、重複しない総数は約六百番）などの、図書館などで比較的閲覧し易い、まとまった諸本にみられる曲を除き、残余を五十音順に配列して続編とし、この続第十六冊では「祐亨」から「両部」までの四十四番を翻刻した。
- 二、翻刻はすべて原本通りを原則としたが、私意を加えた所はすべて（ ）でくくった。また各曲解題の所でも、原典を引用した所の中の私註は同様に（ ）でくくった。

三、原典には段落のない場合が多いが、編者の見識で適宜改行した。

四、節付は印刷の都合上省略せざるを得なかったが、稀に節付のない写本もある。

り、また活字翻刻本しか見当らない曲は勿論節付省略本であるから、これらは原典に既に節付がなかった曲である。これらの点は解題で触れた。

五、「次第」「一セイ」「舞」などの演出上の重要記号はできるだけ残したが、囃子の打切を意味する「打切」「切」「ウ」、間拍子を意味する「ヤ」「ヤア」「ヤヲ」「ヤヲハ」、地拍子を意味する「トリ」「片地」「ヲクリ」などの特殊記号は省略した。

六、「印は原典に固執せず、詞の所（節付のない所）は「、節の所（ゴマ譜のある所）は「へを付けて区別した。

七、句点は原則として原本通りにしたが、元来句点は節譜の一種であって（句点は必ずそこで息を一旦切り次を謡えという謡い方の記号）、韻文の切れ目とは必ずしも一致しないから、韻文（節付のある部分）の拍子合わずの所は七五調を基本とする一節を原則として一句と考え、拍子合いの所は八拍子を基準とする一区切を一句とし、これらの区切の所に編者の見識で句読点を付けた。この場合原典に句点のある時はそのままにし、句点のない時は読点を付

けて区別した。また詞の所も原本が句点を脱していると推察される場合は、これまた編者の見識で読点を付けた。謡本に読点はない。

八、濁点は、原本にある場合、異本を参考にして補った場合、編者の見識で補った場合の三つに分けられるが、清濁いずれか決し難い場合はそのままにした所もあり、また注意すべき所は括弧でくくって私見を述べた。

九、曲名の下の「」でくくった番号は、未刊謡曲集一の最初の曲を一とし、それからの通し番号である。したがって角淵本番外謡曲からの通し番号は、これに五十二を加えればよいことになる。

十、謡曲の専門的な術語については、『未刊謡曲集』三十一附載の拙稿「謡曲の音楽的研究」を参照して頂きたい。但し右の拙稿には校了後、組版の時に印刷所側に過失があり、二二五頁の初行全部を二二四頁の初行に移行して読んで頂きたい。

本巻作製にあたってでも大勢の方々の御厚意による所が多いが、中でも故人では石田元季・井上嘉介・江崎金次郎・江島伊兵衛・観世左近・高安六郎・

横山柚人、現存の方では、浅見眞州^{まさくに}・伊藤正義・稻垣富夫・梶井厚佑（旧名達男）・春日井弘三・堂本正樹・西野春雄・平林直子・福王茂十郎・藤城継夫・前西芳雄・松井彬^{あきら}・味方健・室山源三郎・吉田幸一の諸氏、また解題中に述べた各公共機関の暖い御協力を得た。厚く御礼申し上げます。（一九九四年八月七日記す）

各曲解題

祐亨（いうかう）家藏觀世流節付明治版本によつて翻刻した。版本外題は「ゆうかう」内題は「祐亨」。奥附は「此本の原稿は某女史のものせられしを記念のために謡ひものとして版刻するものなり。明治廿九年（一八九六）三月九日印刷。明治廿九年三月十二日発行。正価金拾錢。発行者兼印刷者、東京市日本橋区高砂町七番地、謡曲節付能樂師、山本金之助。発売者、東京市日本橋区よし町通り、永井誠務堂」（句読点筆者附加）となっている。池内信嘉氏の『能樂盛衰記』下卷（一九二六・五二〇発行）附載の「能樂研究」一四三頁には「祐亨―日清戦争当時片山てる子作」とあるから、奥書の某女史の本名がわかり、「日清戦争当時」とあるから、板行は一八九六年三月であるが、日本軍威海衛占領の一八九五年三月以後（日清戦争講和締結は一八九五年四月十七日）、伊藤祐亨が広島大本營に帰還してから間もなく、恐らく一八九五年中に作詞されたかと思われる。

本曲は鴻山文庫にも家蔵と同じ版本があり、一九六五年三月三十一日発行の表章氏の『鴻山文庫本乃研究』八三三頁及び法政能楽研究所編一九九〇年三月三十一日発行の『鴻山文庫蔵能楽資料解題』上巻三〇七頁にも解題されている。また一九八四年三月三十一日刊の『能楽研究』第九号一四〇頁にも解説され、^{すけたか}「伊藤祐亨は元鹿兒島藩士、勤皇に尽くし、日清日露の両役に偉勲のあった海軍大将。元帥。大正二年（一九一四）歿七十二歳」との補述がある。新作曲としては文辞もとのい、作曲は奥付によれば觀世流能楽師の山本金之助（伝未調）らしいが、よくととのっている。しかし当時の天皇神格絶対崇拜思想の皇国史觀が露骨に表現されて居り、これが第二次世界大戦の惨禍にまでつながったかと思うと、明治から昭和の敗戦（一九四五・八・一五）まで日本に一貫した天皇を悪用した軍国主義の恐ろしさを痛感させられる作品である。

熊谷寺（ゆうこくじ）尊経閣蔵の宝生流節付、近世末期頃の写本を底本とし、金沢市立図書館蔵、黒本稼堂翁旧蔵喜多流節付近世後期写本によって厳密に校合して翻刻した。尊経閣本には朱でかなり委しい型附がある。本の所在から見て、

金沢前田藩関係の人の作かと思われ、近世の諸名寄に全く見えないから、近世末期頃（二九世紀頃）の成立か。法然上人膝下で出家した蓮生法師（熊谷直実）の霊が、故郷熊谷の熊谷寺に現れ浄土教義を説く所に主眼が置かれているから、浄土信者の作かもしれない。前シテの出の所は現行曲「実盛」のその、キリの「後夜の鐘の音」以下は現行曲「当麻」^{たえま}のキリの詞章をそれぞれ借用している。祐養園（いうやうゑん）彰考館蔵の宝生流節付写本によつて翻刻した。本曲は既に雑誌『宝生』一九九二年六月号に、箕面学園高校教諭三ツ石友昭氏によつて、委しい解説付きで翻刻されているが、翻刻には若干の誤読や脱字があり、脚色も不完全なので、直接原本に当り再翻刻した。原本は文意の不通、難読の文字、節付の不備、脚色用語の欠落など欠陥が多く、校訂に苦勞した。三ツ石氏もさぞ苦勞されたことであろう。

彰考館本は、『国書総目録』第三卷七四七頁上段二行目に「申楽謡」として見えるが、この写本は墨付四十九丁の雑書の合綴で、表紙の左肩題簽に「祐養園詩歌・鈴木家譜・従心寿城・東渡編年略・祐養園詩・申楽謡・関帝考」と内容

の書名を記し、裏表紙見返しには「鈴木三郎左衛門家蔵書 享和元年（一八〇二）初冬（十月）写」とあるから、その書写年代は明らかである。右の「申楽謡」というのが本曲で、四十三丁表から四十五丁裏までに収められているが、申楽謡は今日の謡曲と同意で、これは曲名ではない。したがって原本は無名の謡曲であるが、三ツ石氏が「祐養園」という曲名がよからうと宝生誌六頁に述べて居られるので、それに従って「祐養園」と命名した次第である。

「申楽謡」の本文の終りには「宝生左大夫重世作之」とあり、奥付には（返点送り仮名句読点は三ツ石氏発表のものを参考にし筆者附加）、

右申楽謡一編者、（は）（まきに）嚮賀予七十遐算、和歌之序中記（ニセリ）祐養園二十三勝。野

州刺史（下野の守）藤（かみ）（藤は藤原の略称だがここでは「内藤」を意味する）政栄君、閱

見其記、称（シ）多歳修築之功、命而使（ジテシム）宝生左太夫重世（ラシテ）（宝生将監弟）著并附（シ（あはせて））章句。

（そへ）副君所（ノ）詠予賀算之和歌、伝（ヘ）千茅根、自逮而所（ラ（およびて））贈也。于時正徳乙未（（とき））（五年）

（二七二五）孟秋穀旦（七月吉日）、勇山源重時識焉。（しるす）

とあつて、成立事情が明らかであり、源重時（勇山）が七十歳の長寿を祝し、隠居